

山形縣市町村合併支援本部設置要綱

(設置)

第1条 地方分権の推進が実行の段階を迎え、新たな行政需要への広域的対応や市町村の一層の体力の強化が課題となっている今日、市町村合併の支援に関する山形県の総合的な取組みを充実するため、山形縣市町村合併支援本部(以下「支援本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 支援本部は、次の事項について審議する。

- (1) 市町村合併の気運の醸成
- (2) 市町村合併の円滑な推進に向けた支援
- (3) 合併市への権限委譲

(組織)

第3条 支援本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 本部員は、副知事、出納長、企業管理者、教育長、各部長、各総合支庁長及び警察本部長をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、支援本部を総括する。

- 2 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する本部員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 支援本部の会議は、本部長が招集し座長となる。この場合、山形県部長会議をもって支援本部会議に充てることのできるものとする。

(幹事会)

第6条 支援本部の会議に付議すべき事案の調査検討を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別記に掲げる職員をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置き、企画調整部市町村課長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会を総括する。
- 5 幹事長に事故があるときは、あらかじめ幹事長の指名する幹事がその職務を代理する。
- 6 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、座長となる。

(地域支部)

第7条 地域における市町村合併の支援に関する取組みを充実するため、各総合支庁ごとに市町村合併支援本部地域支部を置く。

(庶務)

第8条 支援本部の庶務は、企画調整部市町村課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援本部の運営に関し必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月3日から施行する。

別記

総務部人事課長

総務部財政課長

企画調整部企画調整課長

企画調整部市町村課長

文化環境部文化振興課長

健康福祉部医務福祉課長

商工労働観光部商工政策課長

農林水産部農政課長

土木部管理課長

企業局総務課長

教育庁総務課長

警察本部警務部総務課長

各総合支庁総務企画部企画振興課長